

事業系一般廃棄物排出事業者
一般廃棄物収集運搬許可業者 各位

一般廃棄物処理手数料等の改定について

本市の一般廃棄物処理手数料は、平成16年度から改定を行っておりませんでした。人件費や物価高騰によりごみ処理経費は増加し続けており、ごみ処理原価と処理手数料との差が拡大しております。

そこで、近隣自治体の状況も踏まえ、ごみ処理経費に対する「受益者負担の適正化」を図るため、令和6年10月1日から八代市環境センター（エコイトやつしろ）に持ち込まれる一般廃棄物の処理手数料を下記のとおり改定いたします。

改定に伴い、ご負担をおかけすることになりますが、引き続き廃棄物の減量化・再資源化の推進にご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 施行日 令和6年10月1日

2 改定内容

料 金 項 目	一般廃棄物処理手数料	
	現 行	改 定 後
一般廃棄物処理手数料	100 円/10kg	150 円/10kg
スプリング入りマットレス	1,000 円/個	2,000 円/個

※家電リサイクル法対象4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機）については、受け入れを廃止します。

3 事業所の皆様へ（ごみの適正な処理と再資源化の推進）

エコイトやつしろは、一般廃棄物の処理施設です。産業廃棄物と事業系一般廃棄物の区別を明確にし、混合しないよう分別の徹底をお願いします。

また、本市では紙類等の再資源化を推進しておりますので、ご協力をお願いします。

① 産業廃棄物の適正な処理について

〈例〉 廃プラスチック類、ゴムくず

産業廃棄物にあたるため、エコイトやつしろには搬入できません。産業廃棄物処理業者へ委託し、適正に処理してください。

② 再資源化（リサイクル）の推進について

〈例〉 段ボール・紙類

事業系一般廃棄物のため、エコイトやつしろに搬入できますが、ごみ減量化のため再資源化の推進にご協力ください。

〈お問い合わせ先〉
八代市 市民環境部
循環社会推進課 指導係
TEL0965-34-1997